

空き家リフォーム事業助成金の概要

空き家の有効活用のために、空き家のリフォーム工事や、空き家の中にある家財道具の整理に要する費用に対して助成します。（注：①と②両方の助成を受けることはできません。どちらか選択です。）

区 分	助成の対象となる工事又は作業	助成する割合
①空き家リフォーム工事	・台所、浴室、トイレ等の水回りに係る修理 ・床及び畳の張替並びにドア等の開閉部分に係る修理 ・屋根の破損又は雨漏りに係る修理など	助成率 1/2 助成額の上限40万円 ★1 子育て加算上限20万円
②家財道具の整理	・空き家の中に有る家財道具の整理、撤去、処分等に係る作業など	助成率 1/2 助成額の上限10万円

■対象となる空き家

- ・一戸建て住宅で、申請時において、居住していない又は移住者が居住後1年を経過していないもの
- ・遠野市空き家バンクに登録している空き家
- ・移住者が、居住又は居住する予定の空き家（①のみ若者世代の居住も対象）

■対象者

- ・空き家の所有者で過去にこの助成を受けたことがない者

■付帯要件

- ・市内に主たる事務所を置く建設会社、工務店等が行う工事であること
- ・市内の一般産業廃棄物収集運搬業者、公益社団法人遠野市シルバー人材センター等が行う作業であること

■助成額の算定から除かれる経費等

- ・居住する住宅以外の小屋の修理や庭の回収など、リフォームに関連しない工事費用

■その他

- ・工事または作業着手前に申請書を提出すること
- ・工事または作業が完了した日から10日以内に完了報告書を提出すること

若者・移住者空き家取得奨励金の概要

結婚や子育て等のライフステージを控えた若者世代や県外からの移住者の住宅取得支援のため、空き家を取得し居住した若者世代等に対し、奨励金を交付します。

■対象となる空き家

- ・遠野市空き家バンクに登録している空き家

■対象者

- ・空き家取得時において、若者世代（39歳以下）である者又は県外からの移住者
- ・当該住宅に5年以上継続して居住する意思がある者
- ・市税等の滞納が無い者

■奨励金額

- ・上限30万円 ※同一の建物に対して1回限りとする。★2 子育て加算有り上限20万円

■その他

- ・奨励金の交付から5年を経過する前に市外へ転出等行った場合、奨励金の返還が必要です。



あなたの空き家 有効活用できるかも！

～空き家に関する制度のあれこれ～



このリーフレットでは、

- ・空き家バンク制度
- ・空き家リフォーム事業助成制度
- ・若者・移住者空き家取得奨励金制度

について紹介します



で・くらす遠野

ふるさと遠野定住プラザ

【お問い合わせ】

移住・定住相談窓口「で・くらす遠野」（遠野市産業部観光交流課）

〒028-0592 遠野市中央通り9-1

電話 0198-62-2111（代）

メール info@dekurasu-tono.jp

で・くらす遠野ホームページ <https://dekurasu-tono.jp>



売りたい！
貸したい！

空き家募集中！

○遠野市空き家バンクとは？

遠野市では、空き家の売却又は賃貸を希望する所有者からの申し込みによって登録をした空き家の情報を、遠野市内への移住・定住等を目的として空き家の利用を希望する方に対して、空き家情報の提供を行う「遠野市空き家バンク」に取り組んでいます。

遠野市内に空き家をお持ちの方で、空き家の管理に苦勞されている方、空き家の老朽化や周辺環境への影響を心配されている方など、この制度を利用して空き家を有効活用してみませんか？ご相談ください。

令和7年4月から空き家バンクの相談・申込みは、**(一財)TRC**まで

○物件の相談・登録から契約までの流れは？

1 相談

窓口や電話、メールにてお話を伺います。

2 売却・賃貸物件の登録申込み

空き家バンクへの登録を希望される方は、市の指定する書類にご記入いただき、TRCにご提出ください。

3 現地調査

所有者等、TRCの担当者と宅地建物取引業者の三者による現地の確認を行います。

4 空き家情報の提供

「で・くらす遠野」ホームページ及びTRCの窓口で情報提供を行います。

5 物件の現地案内・内覧

空き家の利用希望者に対し、宅地建物取引業者が現地を案内します。物件を内覧する際は、立会いをお願いすることもあります。

6 空き家物件の交渉

見学の結果、利用希望者から契約の申し入れがあった場合、宅地建物取引業者の仲介により交渉・契約となります。

【空き家バンクに関するお問い合わせ】

一般財団法人TRC

〒028-0523 遠野市中央通り5-32

電話 0198-60-1310 メール trc-0428@tonotv.com

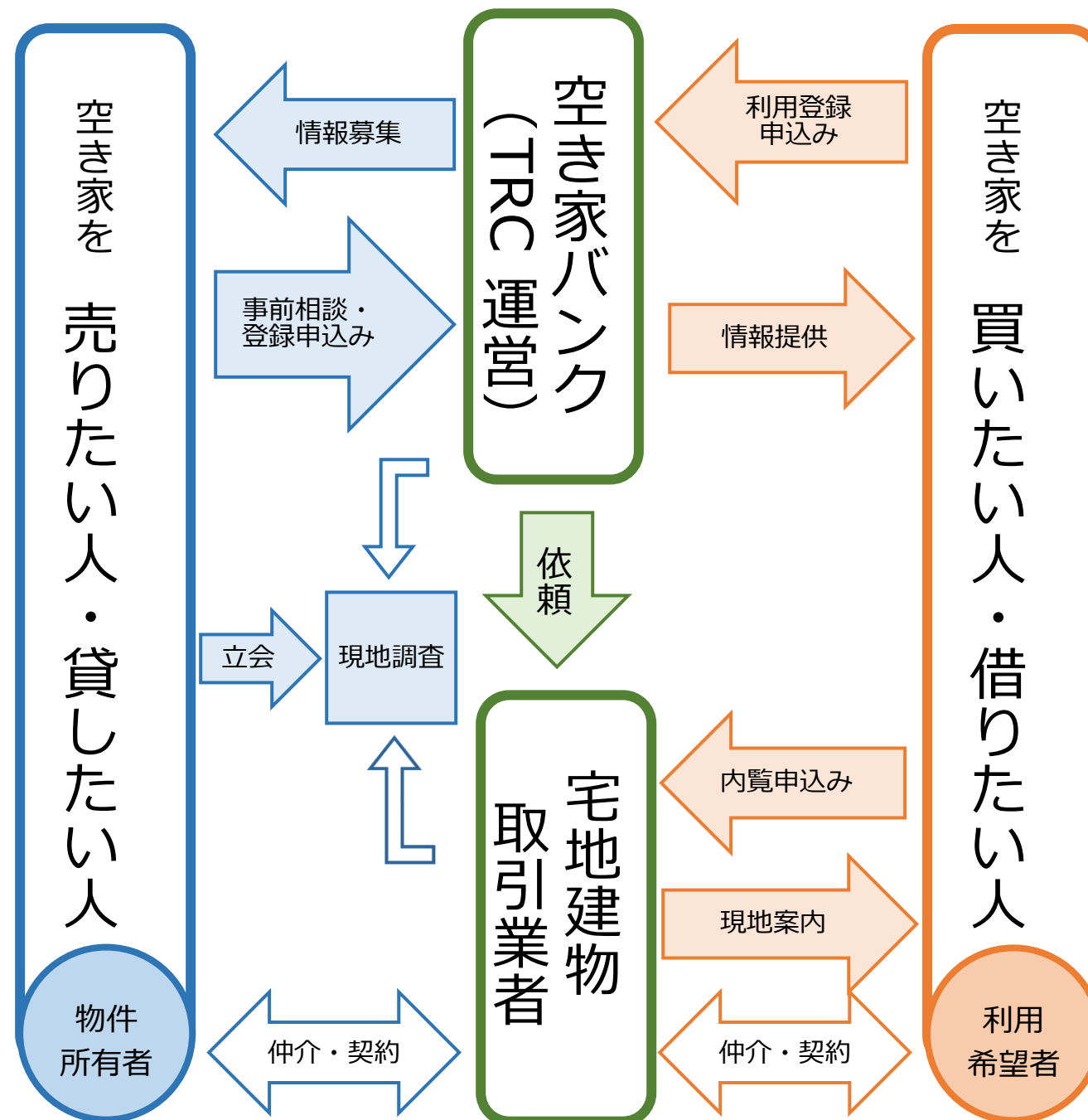
TRCホームページ <https://www.tonoshi-trc.com>



空き家バンク制度のイメージ図



※「居宅」として登記されている物件のみ空き家バンクに登録できます



- 1 TRCは、物件の情報提供、物件所有者と登録までの連絡・調整を行います。
- 2 TRCは、空き家物件の仲介・あっせん・交渉・契約に直接関与することはありません。
- 3 「空き家バンク」に登録いただいた物件の情報は、移住・定住相談窓口「で・くらす遠野」ホームページ上で公開します。

「空き家のリフォーム助成金」や
「若者・移住者空き家取得奨励金」の
助成制度については裏面へ！

